

76条許可申請について

- 土地区画整理事業施行地区内において、**土地の造成や建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき京都市長の許可が必要となります。**76条の許可を受けずに建築行為等を行った者は、76条第4項の規定により原状回復等の命令を受け、その命令に従わない場合は、同法第140条第1項の規定により罰則が適用されます。

土地区画整理法第140条（原状回復命令等の違反の罰則）

76条第4項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかった者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

建築行為等とは

以下の行為が対象となります。

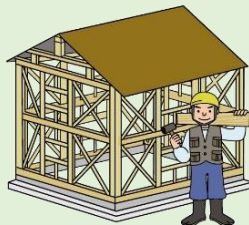
■切土・盛土などの土地の形質の変更



■重量が5トンを超える物件の設置又は堆積



■建築物その他の工作物の新築・改築又は増築



対象となる「その他工作物」や「改築工事」については、以下の事例を参考にしてください。

■その他の工作物

フェンス、塀、看板、アスファルト舗装等

■改築工事

家屋のリフォームや修理について、屋内の修理や外壁の修理等は対象となりませんが、排水施設の設置等の外構工事は対象となります。

対象となる行為について御不明な点がある場合は、南部区画整理事務所までお問い合わせください。

許可申請手続について

76条許可申請に必要な書類については、京都市のホームページ（京都市情報館）からデータをダウンロードしていただけます。申請される際は、御足労ですが、南部区画整理事務所までお越しいただき、行為内容等について説明をお願いします。

伏見西部第四地区 76条申請

検索

「市施行地区（伏見西部第三・第四・第五，上鳥羽南部地区用）」の「各種様式ダウンロード」から「土地区画整理法第76条第1項の許可申請書」をお選びください。

お願い

※ 土地の分筆をされる場合は、分筆される土地について換地設計を行いますので、事前に南部区画整理事務所まで御相談ください。



発行：京都市建設局都市整備部 南部区画整理事務所

所在地：京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

電話：075(601)6181 FAX：075(601)8522

伏見西部第四地区

検索

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000171479.html>

平成31年2月 京都市印刷物第305037号



☆QRコードはこちら☆

伏見西部第四地区

平成31年2月発行
第15号

区画整理通信

日頃は、伏見西部第四地区土地区画整理事業に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今回は、「土地区画整理事業の流れ」や「横大路小学校の移転に向けた整備方針」などについて説明します。



土地区画整理事業の流れ

土地区画整理事業は、事業地区内の権利者の皆様から土地の一部を提供していただき、道路や水路などの公共施設を整備することによって、安全で住みやすいまちづくりを行うものです。

昭和63年に着手した伏見西部第四地区土地区画整理事業は、地域の皆様の御協力により、仮換地指定率は48%を超え、京都守口線東側区域では92%を超える道路整備が完了しており、現在、事業の完了に向け事業の進捗を図っています。

事業の流れについて、皆様から多くの問合せをいただきますので、改めて説明します。

- 1 都市計画決定：土地区画整理事業の施行区域等を定める。
- 2 事業計画の決定：施行地区、設計の概要、施行期間、資金計画等、基本的な方針を定める。
- 3 換地設計案の決定：公共施設、従前の各所有地に換わる換地の位置・形状を定める。
- 4 仮換地指定：権利者の方が持つ移転前の土地の使用权と土地の収益を上げる権利を、移転先の土地に移行させる。
- 5 移転(※)・工事：権利者の方に移転（移転物件に対しては、補償金をお支払いします。）していただいた後、道路・水路等の公共施設の整備工事を行う。
～ 現在、で囲った仮換地指定、移転・工事を順次実施しています。～
- 6 換地処分：施行地区全体の移転・工事終了後、換地に関する権利及び清算金の額を確定し、全ての権利者の方に通知する。
- 7 土地・建物の登記：換地処分に伴う土地・建物の登記を一括して行う。
- 8 清算金の交付・徴収：換地について権利者間の不均衡是正のため、清算金の交付・徴収を行う。
- 9 事業の完了（平成43年度予定）

※移転の流れ（移転補償対象物件がある場合）

- ① 物件調査の実施：専門業者等により物件調査を実施します。
- ② 補償金額の算定：物件調査結果を基に補償金額を算定します。
- ③ 補償内容の説明・補償金額の提示
- ④ 契約（金額・履行期限等）
- ⑤ 補償金（着手金）の支払い：補償金の半金以内をお支払いします。
- ⑥ 物件の移転：権利者の方に移転工事を実施していただきます。
- ⑦ 補償金（残金）の支払い：移転工事の完了確認後、残金をお支払いします。



京都市建設局
イメージキャラクター
「せっちゃん」

移転には、権利者皆様の御協力が不可欠となります。御協力よろしくお願いします。

横大路小学校の移転に向けた整備方針

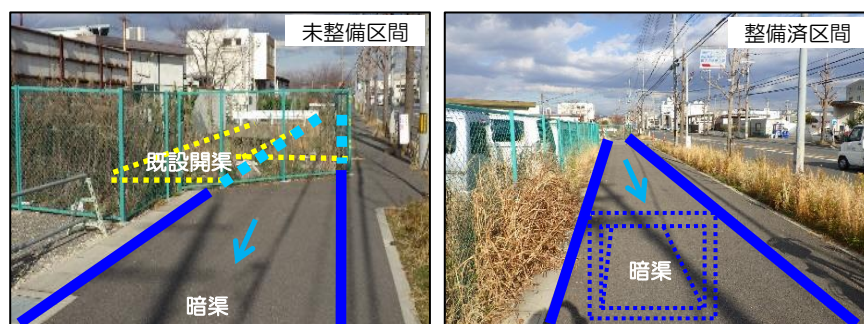


京都市建設局
イメージキャラクター
「けんくん」

横大路小学校の早期移転を最優先に事業を進めていきます!!

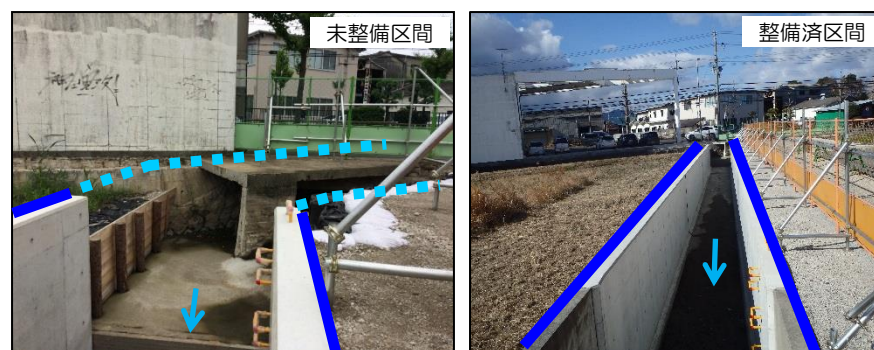


12号水路整備状況



- 今後、京都守口線歩道下の未整備区間（暗渠）や、横大路中通道路下区間（暗渠）の整備を進めていきます。
- 209m（整備済）／1,091m（計画）＝19％（整備率）

11号水路整備状況



- 今後、京都守口線東側の未整備区間や、同西側の未整備区間の整備を進めていきます。
- 556m（整備済）／1,275m（計画）＝44％（整備率）

横大路小学校の移転に向けて

横大路小学校の移転には、小学校の移転工事だけでなく、以下の1～3が必要となります。

- 1 小学校移転用地の確保（要：移転）
- 2 小学校周辺道路（横大路中通等）の整備（要：移転・工事）
- 3 幹線水路（11号・12号水路）及び幹線水路に接続する道路側溝の整備（要：移転・工事）

引き続き、権利者の方の御意向や雨水排水の確保等を考慮しながら、1～3を順次進めていきます。

現在の進捗状況（道路・水路）

道路

- 整備済区間（白塗り）
- 未整備区間（白線囲み）

水路

- 整備済区間（実線）
- 未整備区間（破線）

